

日本会計コンサルティング株式会社 福祉サービス第三者評価決定委員会設置規程

（設置）

第1条 日本会計コンサルティング株式会社は、福祉サービス第三者評価事業を実施するにあたり、事業の透明性を確保し、公平性を担保するために評価決定委員会を設置する。

（業務）

第2条 評価決定委員会は次の業務を行う

- (1) 評価調査者の調査結果を審議検討し、適切な調査報告書を作成する。

（組織）

第3条 評価決定委員会の組織は次のとおりとする。

- (1) 評価委員の委嘱は、評価機関の代表取締役が相当と認めるものに行う。
- (2) 評価決定委員会の委員の定員は5名以内とし、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- (3) 委員会は3名以上の出席で成立とする。
- (4) 委員会の第三者性を確保するため、関係者（福祉サービス事業の経営者・役員・職員並びに福祉サービス事業のコンサル業に関わる者等）は、委員会構成の二分の一未満とする。
- (5) 評価機関の組織内の者（役員・職員など）は、委員会構成の二分の一未満とする。
- (6) 過去5年以内に、評価対象事業所の経営者、役員、職員、利用者である者及び過去5年以内に職務として評価事業所との関係があるなどの直接利害関係人である委員がいる場合は、その都度審議から外れるものとする。

（委員長等）

第4条 委員会には委員長・副委員長を各1名置く。

- (2) 委員長・副委員長は、委員の互選により選出する。
- (3) 委員長は委員会を招集し、会務を統括する。
- (4) 副委員長は委員長に事故がある場合は、委員長業務を代理する。

（推進機構への報告）

第4条 評価決定委員会は、自らが審議した評価結果について、推進機構が定めた共通評価対象領域に基づき、別に定める様式により推進機構に報告する。

（事務局）

第5条 事務局は日本コンサルティング株式会社内に置き、委員会にかかわるすべての庶務業務及び必要な業務を代行する。

(謝金)

第6条 委員が会議その他の委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金（および交通費）を支給する。

附則

この規定は平成29年6月13日より施行する。